

津市監査委員告示第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項及び第4項の規定に基づき実施した監査の結果に関する報告を、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

平成25年3月1日

津市監査委員 渡 邊 昇
津市監査委員 駒 田 修 一
津市監査委員 福 田 慶 一

第1 監査の対象

監査の対象は、次の財産区における平成24年度の財務及び事務の執行を対象とした。

なお、補助金等一部の財務及び事務の執行については、必要に応じて、平成23年度以前のもを対象に含めた。

- 1 榊原財産区（所管部局：久居総合支所地域振興課、榊原出張所）
- 2 河内財産区（所管部局：芸濃総合支所地域振興課）
- 3 波瀬財産区（所管部局：一志総合支所地域振興課、波瀬出張所）

第2 監査事務の引継ぎ

当該報告の決定については、議員のうちから選任された監査委員の横山敦子及び宇陀照良がその合議に関与したものであるが、平成25年2月13日付けで退任し、同月14日付けで新たに議員のうちから選任された監査委員の福田慶一が当該報告を提出することについて、事務を引き継いだ。

第3 監査の期間

監査の期間は、平成24年11月19日から平成25年2月8日までである。

第4 監査の方法

監査の方法は、主に次の諸点に着眼し、財産区の所管部局から提出を受けた資料、関係諸帳簿等を調査するとともに、関係職員に説明を求めた。

- 1 予算の執行は、計画的かつ効率的に行われているか。
- 2 会計及び事務処理は、法令等の規定に基づき適正に行われているか。
- 3 現金の取扱いは、適正に行われているか。
- 4 財産の管理は、適正に行われているか。
- 5 各種の帳簿、書類の記帳、保管等は、適正に行われているか。
- 6 事務事業は、効率的かつ効果的に行われているか。

第5 監査の結果

監査の結果、その是正措置を講じることなどを求める事項（極めて軽微な事項及び既に措置が講じられた事項を除く。）については、次に記載するとおりである。これらの事項がない財産区については、特に記載していない。

なお、市長は、当該監査の結果に基づき、又はこれを参考として措置を講じたときは、地方自治法第199条第12項の規定に基づき、その旨を監査委員に通知されたい。

1 河内財産区

河内財産区が所有している旧津市河内公民館について、当該公民館の敷地は市有地（行政財産）であるにもかかわらず、市の使用許可を得ていないことから、速やかに適正な処置を講じられたい。

2 波瀬財産区

波瀬財産区が所有している土地を電柱等の敷地として賃貸しているものの、契約書を交わさずに賃貸を更新していることから、速やかに適正な処置を講じられたい。